

議 第 3 0 号

子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例の制定に
ついて

本市子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例を下記のとおり
制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）2 月 2 1 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市子どもの屋内遊び場設置及び管理に関する条例
（設置）

第 1 条 天候に左右されない遊びの機会を提供し、子どもの健全育成
と安心して子育てができる環境の充実に資するため、子どもの屋内遊
び場を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 子どもの屋内遊び場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柏崎市子どもの屋内遊び場
- (2) 位置 柏崎市東本町一丁目 1 5 番 5 号

（開館時間及び休館日）

第 3 条 子どもの屋内遊び場の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（利用者）

第 4 条 子どもの屋内遊び場を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 子ども（12 歳に達する日以後最初の 3 月 3 1 日までの間にあ
る者をいう。以下同じ。）及びその保護者
- (2) その他市長が適当と認めた者

（利用の制限）

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限

することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第6条 子どもの屋内遊び場の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により子どもの屋内遊び場の施設、設備器具等を損傷し、又は滅失した者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。